【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社いい生活
【英訳名】	e-Seikatsu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO　前野　善一
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布五丁目２番32号　興和広尾ビル
【電話番号】	03-5423-7820(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　CFO　塩川　拓行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布五丁目２番32号　興和広尾ビル
【電話番号】	03-5423-7820(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　CFO　塩川　拓行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　金657,666,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社いい生活 大阪支店 (大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪 タワーA) 株式会社いい生活 福岡支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター) 株式会社いい生活 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年11月12日付をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、同日付で2027年３月期第２四半期(中間期)決算短信を公表し、また第28期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)の半期報告書を提出したこと、および臨時報告書を提出したことに伴い、当該半期報告書を組込情報に追加するとともに、関連する記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部　追完情報

１．重要な事項の変更等について

２．臨時報告書の提出

３．事業等のリスクについて

第四部　組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示しております。

第三部 【追完情報】

1. 重要な事項の変更等について

(訂正前)

「第四部　組込情報」に掲げる有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日、以下「本有価証券報告書」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、金融商品取引法第７条第１項前段に規定する重要な事項の変更、同法第11条第１号若しくは第２号に掲げる事情、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２に掲げる場合、その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象に該当する事項は、下記「２．臨時報告書の提出」に記載する臨時報告書の提出事由を除き、他にありません。

(訂正後)

「第四部　組込情報」に掲げる有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日、以下「本有価証券報告書」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、金融商品取引法第７条第１項前段に規定する重要な事項の変更、同法第11条第１号若しくは第２号に掲げる事情、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２に掲げる場合、その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象に該当する事項は、下記「２．臨時報告書の提出」に記載する臨時報告書の提出事由を除き、他にありません。

2. 臨時報告書の提出

(訂正前)

後記「第四部　組込情報」に掲げた有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年６月30日提出の臨時報告書）

(後略)

(訂正後)

後記「第四部　組込情報」に掲げた有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年６月30日提出の臨時報告書）

(中略)

（2026年11月12日提出の臨時報告書）

1　提出理由

当社は、2026年11月12日開催の取締役会において、JCOM株式会社（以下「J:COM」といいます。）に対する第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下「本第三者割当」といいます。）とともに、同日付でJ:COMとの間で業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といい、本業務資本提携契約に係る業務提携及び資本提携を以下「本業務資本提携」といいます。）を締結することについて決議し、同日締結いたしました。本業務資本提携契約には、当社とJ:COMとの間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2　報告内容

1. 本業務資本提携契約の締結

(1) 当該契約を締結した年月日

2026年11月12日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称　JCOM株式会社

住所　東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

(3) 当該合意の内容

当社及びJ:COMは、本業務資本提携契約において、以下の事項について合意しております（②及び③は、J:COMの議決権保有割合が本第三者割当直後の議決権保有割合以上である限り適用されます。）。

① 取締役の指名

J:COMは当社の取締役候補者1名を指名する権利を有し、当社は、当該候補者を取締役候補者とする議案の上程等を行うこととしております。また、当社は、J:COMの事前の書面による承諾なく、当該取締役の解任に関する決定を行わないこととしております。ただし、当社が、J:COM派遣取締役の重大な法令等又は内部規則の違反、重大な不正行為、重大な心身の故障、その他これらに類する取締役に適任でないと認められる合理的な理由があると判断する場合には、J:COMに対して書面による通知を行うものとし、この場合、J:COM及び当社は、当該取締役の解任、交代その他合理的な対応について誠実に協議するものとしております。

② 事前承諾事項

当社は、J:COMの事前の書面による承諾なく、株式等の発行、処分その他J:COMの議決権の希薄化が生じる可能性のある行為（完全希薄化後ベースで10%以内の役職員向けのストックオプション及び株式報酬を除きます。）、及びJ:COMと直接的に競業する第三者との資本提携又は業務提携を行わないこととしております。なお、J:COMは、当該承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しないこととされております。また、本業務提携の対象外の事業分野における連携、J:COMが同等の商材・サービスを提供していない商材の提携、及び通常の営業活動の範囲内における日常的な提携は、上記の対象外であり、当社が自らの裁量で行うことができます。

③ 事前協議事項

当社は、定款の変更、組織再編行為、事業の重要な一部の譲渡、重要な業務提携等を行う場合には、事前にJ:COMと協議することとしております。ただし、通知後20営業日以内に協議が調わない場合には、当社の判断により実行することができます。

④ 株式の保有・処分等

J:COMは、本業務資本提携契約の有効期間中、当社の事前の承諾なく当社株式を譲渡せず、また、当社株式を追加取得しないこととしております。また、契約終了後の譲渡について当社が先買権を有するほか、契約終了後又は一定の事由が生じた場合には、J:COMは当社又は当社の指定する第三者に対し、保有する当社株式の買取りを請求することができることとしております。

(4) 当該合意の目的

上記の合意は、J:COMが当社の主要株主として本業務資本提携に中長期的に関与し、その実効性を高めるとともに、J:COMによる当社への出資の価値を維持することを目的とするものであります。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、2024年からのJ:COMとの協業を踏まえ、同社との間で協議を重ねた結果、本業務資本提携が当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、上記の合意が当社の資本政策及び経営の独立性に与える影響を検討したうえで、2026年11月12日開催の取締役会において本業務資本提携契約の締結を決議いたしました。詳細は、本日提出の有価証券届出書及び本日公表の「業務資本提携、第三者割当による新株発行及び自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動の見込みに関するお知らせ」をご参照ください。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

J:COMが指名する取締役は1名であり、当社の業務執行に係る最終的な意思決定権限を変更するものではありません。また、上記②の事前承諾事項により、希薄化を伴う資金調達等には一定の制約が生じますが、その対象は限定されており、J:COMは承諾を不合理に拒絶しないこととされていること、及び上記③の事前協議事項は当社の判断により実行できることから、当社の企業統治に及ぼす影響は限定的であると考えております。

3. 事業等のリスクについて

(訂正前)

本有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、当該書類に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該書類に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

本有価証券報告書及び「第四部　組込情報」に掲げる半期報告書(第28期中、提出日2026年11月12日)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、当該書類に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該書類に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第27期)　自 2025年４月１日　至 2026年３月31日	2026年６月22日関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第27期)　自 2025年４月１日　至 2026年３月31日	2026年６月22日関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度(第28期中)　自 2026年４月１日　至 2026年９月30日	2026年11月12日関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

株式会社いい生活

取締役会　御中

Ｍｏｏｒｅみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中村　英人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐野　修

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社いい生活の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いい生活及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手　　続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施

される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。